

(様式2)  
 処分基準(不利益処分関係)

		担当課	消防防災安全課	検索番号	2 - 4
法令名	高圧ガス保安法			根拠条項	41 - 2
不利益処分	容器製造設備等の基準適合命令				
<p>高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)          (製造の方法)</p> <p>第41条 高圧ガスを充てんするための容器(以下単に「容器」という。)の製造の事業を行う者(以下「容器製造業者」という。)は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて容器の製造をしなければならない。</p> <p><u>2 経済産業大臣は、容器製造業者の製造の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従つて容器の製造をすべきことを命ずることができる。</u></p> <p>[参考条文1]          高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)          第41条(製造の方法)</p> <p>[参考条文2]          高圧ガス保安法施行令(平成9年2月19日政令第20号)          第18条(権限の委任)</p> <p>[参考条文3]          容器保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第50号)          第3条(製造の方法の基準)</p> <p>[参考条文4]          容器保安規則の機能性基準の運用について(平成13年3月28日付平成13・03・09原院第5号)</p> <p>1 容器検査等の実施          4 その他の機能性基準の運用</p>					